



**〒**933-0849

高岡市横田本町10-7 ダイキビル2F

TEL 0766(25)7722(H) FAX 0766(25)7723 http://kaji.zéi-mu.jp

2月2日

2月2日

## (**睦月)** JANUARY 1月

### 1日·元旦 12日·成人の日

	一月一	一火一	水一	一十一	金	-
•	0	0	0	1	2	<i>3</i>
4	<b>5</b>	6	7	8	9	<i>10</i>
<i>11</i>	<i>12</i>	<i>13</i>	14	<i>15</i>	<i>16</i>	<i>17</i>
<i>18</i>	<i>19</i>	<i>20</i>	21	22	<i>23</i>	<b>24</b>
<i>25</i>	<i>26</i>	27	<i>28</i>	<i>29</i>	<i>30</i>	<i>31</i>

### ワンポイント 不服申立制度の見直し

現在、国会で審議中の行政不服審査法の見直 しに伴い、国税の不服申立制度も見直される予 定です。不服申立期間を税務署等の処分があっ たことを知った日から3月以内(現行2月以 内)に延長、再調査請求(現行の「異議申立」) の決定を経ずに審査請求できる期間を2月(現 行3月)に短縮、等の内容となっています。

## 1月の税務と労務

税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日

税/報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出

税 / 源泉徴収票の交付、提出

国 税 / 12月分源泉所得税の納付(納期の特例を 受けている事業所は7~12月分) 1月13日 上記の納期の特例適用者で、納期限の特例

に関する届出書を提出している場合 1月20日

国 税 / 11月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 2月2日

国 税 / 5月決算法人の中間申告 2月2日

国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 2月2日

地方税/固定資産税の償却資産に関する申告 2月2日

地方税 / 給与支払報告書の提出 2月2日

市町 際のポイントを整理してみます。 申告書をその資産の所在する各 る償却資産について、 義務付けられています。 対へ提出することが事業者 月 は固定資産税の対象 償却 その 資産な

# 1 申告すべき資産

( 他に貸し付けているものを含おいて現存する事業用償却資産平成二十一年一月一日現在に む) について申告します。

は必要な経費に算入されるもの規定による所得の計算上損金又の用に供することができる資産の用に供することができる資産とは、土地及び家屋以外の事業とは、土地及び家屋以外の事業 をいいます。

なお、「事業の用に供する」と |を自己の営む事業のために 必ずしも所有者がその償却

> ることになります。 においても、 として他人に貸し付ける場合等 使用する場合だけ 償却資産に該当す でなく、 事業

ます。 であれば、 用に供することができる状態 次のような資産でも事業 申告の対象となり の

(1)

む 簿外資産 償 却済資産を 含

る資産 建設仮勘定で経理され て L١

却を終えた資産 きる状態にある資産) いないが、すでに完成して未稼働資産 (未だに稼動し 遊休資産(いつでも 耐用年数を経 過 Ų 稼 減 動 価 で 償

入償

資産の取得価額の

損

の 却

特例制度」

(2)L1 少 額 の減 価償 却 資産 の 取 扱

いる資産)ていないが、

すでに完成

図表1 のようになります。

> 図表 1 固定資産税 (償却資産)の取扱い 取得価額 国税の取扱い 申告対象外 必要経費 10万円未満 3年間一括償却 申告対象外 10万円以上 個人の場合 20万円未満 減価償却 申告対象 20万円以上 減価償却 申告対象 損金算入 申告対象外 10万円未満 3年間一括償却 申告対象外 減価償却 申告対象 法人の場合 10万円以上 3年間一括償却 申告対象外 20万円未満 減価償却 申告対象

小 企業者等の 少 額 金減算価

円 費又は全額損金算入した場 未満の減価償却資産 申告対象となります。 により三〇万 を必 要

(3) 税 申告の対象とならないもの 対象となるもの **丘動車税、** 形減価償却 軽自動 資 産 華税の! 特 課 許

> 費・開発費等 繰 ソフトウェ 延貨 営 業 産 権 • ア等 開 商

商品等 卸資 産 貯 蔵

申告対象

にのみ使用しているもので装飾的な目的だし、複製のような書画・骨とう(た もの す は 申 -告 対 象 で

減価償却

賞用・ 物は申告対象です) 生 物 ・興行用等の生物(ただし、観

20万円以上

2 : 資産の種

ためです。 不動産登記簿や実地調査により 屋に申告という制度がないのは、 市 ように区 ・町村が独自で課税台帳を作る 一分されます。 |却資産は図表2の 土地・ 家

地から課税対象外となっていま小型自動車は二重課税排除の見の課税対象である自動車・三輪のまた、自動車税・軽自動車税 す。地から課税対象外となって

# 3 ]: 申告の方法

(1)

前年度

(平成二十年度)

に

·告された方..増減申告



種類別償却資産例

図表 2

申告します。 加・減少のあった資産について一年一月一日現在までの間に増平成二十年一月二日から二十申告された方..増減申告 加

(2)

有する全資産について申告し :する全資産について申告しま平成二十一年一月一日現在所 !用意されています。 全資産申告 今年度初めて申告される方 用紙としては、 次の三種類

が

却資産課税台帳となります。

償却資産申告書 (同時に償

4 課 免税点

ん。円未満の場合は、 税標準の合計額が 課税されませるの五〇万

全資産用) 下記の申告書は東京都の例) 種 類別明細書 (増加資産

種類別明細書 ( 減少資産用

5 <u>-</u>

十二月及び翌年二月 十二月及び翌年二月 期は四日 月 七月、

貧	<b>発産の種類</b>	主な資産の例示			
1	構築物	橋、貯水池、煙突、舗装路面、広告塔、井戸、門、塀、 庭園その他土地に定着する土木設備			
2	機械及び装置	電気機械、化学機械、建設機械、印刷機械、 コンベアー、ホイスト、起重機その他物品の製造、 加工修理などに使用する機械及び装置、立体駐車場 の機械装置など			
3	船舶	ボート、釣船、漁船、貨物船、客船など			
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど			
5	車両及び運搬具	ホイールクレーン、フォークリフト、ロードローラ、 グレーダなどの特殊自動車 (自動車税及び軽自動車税の課税対象は除く)			
6	工具、器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、 応接セット、テレビ、陳列ケース、測定工具、 切削工具など			

第二十六号機式(三 平成 年度 月 H 平成 受付印 償却資産申告書(償却資産課税台帳) 都税事務所長殿 東京都 (フリガナ) 1 住 所 7 短縮耐用年数の承認 有 3事業種目 (資本等の金額) 増加償却の届出 4 事業開始 (又は納税通) 知書送達先) (電話 年 月 年 月 5 この申告に 応答する者 の 係 及 び 氏 名 (フリガナ) 2 氏 名 (電話 特別償却又は圧縮記帳 (法人にあっ) ではその名 称及び代表 者の氏名 6 税理士等 12 税務会計上の償却方法 (印) の氏名 ) 13 青 (屋号 (電話 告 得 前年中に減少したもの (ロ) +毎 百万 千 四 価 観 前年中に取得したもの (ハ +毎 百万 千 戸 資産の種類 1 構築物 市(区)町村 内における 2 機械及び装置 事業所等資 産の所在地 3 船 舶

納期

3 --- 1月号

## 新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

昨年はサブプライムローン(高金利の低所得者向け住宅ローン)問題が引き金と なった米国金融機関の経営不安が世界に飛び火し、世界的な株価暴落へとつながり ました。これが国内景気の減退を加速させ、追い打ちをかけるように大手銀行を中 心に金融機関が中小企業向け融資から手を引いている状況が金融庁の実態調査など によって明らかになっています。政府の対策が打たれているものの、新たな貸し渋 りや貸しはがしが懸念されます。

株券電子化が本年1月からスタートしています。投資家にとっては株券紛失の恐 れがなく、企業にとっては印紙税や株券発行に伴う費用を削減できることなどが制 度導入の理由ですが、対象は上場企業の株券ですので中小企業の株券に関しては、 その価値が無くなることはありません。

いわゆる団塊世代の大量退職が、公務員を中心に始まっています。働き手の不足 とともに、技術の継承等が心配されます。その一方で、高齢者を対象にしたビジネ スチャンスであるともいえます。

過

去

に

遡

反

7

扶

養手当を返

還

た場

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

りましい。過去二ととし 1月 5受けられた 過去二年分について 二年間に遡り、返還 二年間に遡り、返還 の度、従業員に扶養 ま 適用 の た。受 場 得 税 とあ 額 扶養控除 の 計 わ ť 算

についても<br/>ととなります

· 分 た た

た

扶養控除

ても各年

遡及し

て再

することと

なり

去二年

3 た

せるこ の

て

なく、

手当等が支給された年給与から減算するので

分 は のな

給与を遡及して訂正するこ

で過

ば

させた日の

当社は給与規 養手当を支給し 程に従 て

・ その返還さて返還させた、 ればよい た場 合の

遡

返 属

しし うか どのようにす ので

## パッケージのデザイン料

当社は和菓子の製造小売業を営 Q んでおりますが、この度、パッケ ージのデザインを変更するにあたり、デ ザイン料を500万円支出しました。この デザイン料の税務上の取扱いを教えて下 さい。

パッケージのデザイン料は、広 告宣伝の一種とは考えず、パッケ ジの製作原価と考えられ、その結果、 商品の製造原価を構成します。

デザイン料は以下の、それぞれの区分 に応じ取扱われます。

意匠登録される場合

デザイン料として支出した金額は、意 匠権の取得価額となりますので、償却費 計算を通じて製造原価に算入されます。

意匠登録されない場合

自己が便益を受けるために支出する費 用でその支出の効果が1年以上に及ぶも のは繰延資産に該当し、製造予定期間に 応じて製造原価に算入されます。